

東京医科歯科大学歯学部臨床教授規則

〔平成16年4月1日〕
規則第215号

（目的）

第1条 この規則は、東京医科歯科大学歯学部（歯学部附属病院を含む。以下「本学部」という。）において優れた歯科医師を養成するため、本学部が行う臨床実習及び臨床研修（以下「臨床教育」という。）に参加・協力する外部の医療機関等の優れた医療人に対する称号の付与等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（称号の種類）

第2条 称号の種類は、臨床教授、臨床准教授、臨床講師（以下「臨床教授等」という。）とする。

（付与手続）

第3条 臨床教授等の称号の付与は、教授会の議を経て、学部長が行う。

（付与基準）

第4条 臨床教授等として称号の付与ができるものは、次の各号のすべてに該当するものとする。

- (1) 医療機関等における豊富な臨床経験を有し、優れた臨床能力及び教育能力を有する医療人
- (2) 原則として、国立大学法人東京医科歯科大学職員就業規則（平成16年規程第2号）第19条に定める年齢を超えない者

（資格）

第5条 臨床教授等の称号の付与の基準は、国立大学法人東京医科歯科大学教員選考基準（平成16年規則第59号）に準じるものとする。

（職務）

第6条 臨床教授等は、本学の臨床教育カリキュラムに従い、臨床教育の指導等を担当するものとする。

（称号の付与）

第7条 臨床教授等の称号の付与は、別紙様式による文書を交付して行うものとする。

- 2 臨床教授等は、候補者の所属する医療機関等の長の了承を得て、本学部の非常勤講師として任用された者に付与する。
- 3 臨床教授等が、本学以外の医療機関等で臨床教育を行う場合は、あらかじめ当該医療機関等と臨床教育に係る責任の所在等について取り決めることとする。

（称号を付与する期間）

第8条 臨床教授等の称号を付与する期間は、当該年度内とし、再任を妨げない。

(経費)

第9条 第7条第3項に係る臨床教育を行う場合は、当該医療機関等に予算の範囲内で謝金を支払うことができる。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、臨床教授等に関し必要な事項については、教授会で別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月6日規則第3号）抄

(施行期日)

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

別紙様式(第7条関係)

(氏 名)

東京医科歯科大学歯学部臨床教授の称号を付与する
付与の期間は平成 年 月 日までとする

平成 年 月 日

東京医科歯科大学歯学部長
○ ○ ○ ○